装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十一の五　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第九改訂版
十三　第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二・十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第八改訂版
十四～三十八　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～十一の五　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第八改訂版
十三　第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二・十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第七改訂版
十四～三十八　（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年五月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和四年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定のうち、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）に備える座席ベルト（次項において「特定座席ベルト」という。）以外に係るものは、令和四年八月三十一日までは、新規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るもの及び特定座席ベルトに係るものは、新規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。